

漁協等向けの総合的な監督指針（信用事業及び共済事業のみに係るものを除く。）

（平成 25 年 5 月 29 日付け 25 水漁第 341 号水産庁長官通知）

**【独占禁止法関係部分抜粋】**

Ⅱ－3 事業実施体制

Ⅱ－3－2 購買事業

Ⅱ－3－2－2 主な着眼点

（2）購買事業に関する契約等

- ① 購買事業の実施に当たって、組合は組合員との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。
- ③ 組合が組合員に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を収受していないか。

（5）独占禁止法違反の排除

- ① 例えば、ある漁業用資材の使用に当たって、組合以外で購入した資材の利用を認めないなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。
- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成 19 年 4 月 18 日公正取引委員会）について、組合の関係者への周知・徹底が図られているか。
- ③ 組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談するなど、違反が生じないように適切に対処しているか。

Ⅱ－3－3 販売事業

Ⅱ－3－3－2 主な着眼点

（2）販売事業に関する契約等

- ① 販売事業の実施に当たって、組合は組合員等との間で明確な契約を締結しているか。
- ② 契約書その他において、組合が事業実施に必要な経費として控除する経費について、その内容、金額などが適切に明示されているか。  
また、経費の控除は、経費の科目と用途が一致している、各組合員を公平に取り扱うなど、適切な方法により行われているか。
- ③ 組合が組合員等に対して役務を提供していないにもかかわらず、手数料を収受していないか。

（5）独占禁止法違反の排除

- ① 例えば、組合員に対して漁協以外に出荷することを制限し、漁協を利用しないことを理由として他の事業の利用を制限することなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。また、「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」行為が行われていないか。

- ② 公正取引委員会が策定した「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月18日公正取引委員会）について、組合の関係者への周知・徹底が図られているか。
- ③ 組合が行う事業活動について、独占禁止法に抵触する疑いが生じた場合は、公正取引委員会に事前に相談するなど、違反が生じないように適切に対処しているか。

#### Ⅱ－3－6 海面及び内水面の利用に係る金銭の徴収等について

##### (1) 組合員からの金銭徴収

- ① 漁業権行使料は、団体漁業権の免許を受けた漁協等が、漁業権を行使する組合員に対し、漁業権行使規則に基づき、漁業権の管理に必要な経費として徴収することができるものであり、「海面利用制度等に関するガイドライン」（令和2年6月30日付け2水管第499号水産庁長官通知。以下「海面利用ガイドライン」という。）第6の1から3までを踏まえた料金徴収が行われているか。
- ② 漁協等では漁場環境維持や漁場監視等の取組を行う場合に発生する一定の経費について、組合員に対して応分の負担を求める場合がある。当該経費の徴収に当たっては海面利用ガイドライン第6の4を踏まえたものとなっているか。
- ③ 漁業権行使料を徴収する組合員に対し、漁業権の行使と併せて組合の事業の利用を強制するなど、独占禁止法に定める「不公正な取引方法」に当たるおそれのある行為が行われていないか。